

行財政改革の取り組みと住民参加のまちづくりを推進

9月定例町議会(町長事務報告)

9月2日から12日まで9月定例町議会が開催されました。開会日には、町長から事務報告が述べられました。概要掲載

財政

平成19年度決算は、病院会計を除いて各会計とも黒字となっています。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、今年度から新たに公表が義務付けられた「健全化判断比率」と「資金不足比率」は、いずれも健全段階の比率となっています。

地方財政の状況は、原油価格の高騰や景気の低迷による企業収益の減収や消費の低迷に伴い、国税・地方税ともに収入の伸びが期待できず、社会保障関係費の自然増や公債費が引き続き高い水準で推移していくために、依然として厳しい財政状況が伺えます。

行財政改革

平成19年度の行財政改革は、人件費の削減を目的とした職員削減、管理職手当の削減、時間外手当の削減、特別職の給与の削減とともに、町議会の協力により議員定数2名の削減となりました。

企画政策

地域公共交通推進事業については、本町の实情にあった輸送サービス等を協議するため、国の支援の枠組みを活用できる大網白里町地域公共交通活性化協議会を設置し、国へ地域公共交通総合連携計画策定のための調査実施計画の認定申請をし、6月30日付けで認定を受けたところです。

今後は、町公共交通の現状把握調査、住民意向調査、試験運行等による検証を経て、地域公共交通総合連携計画を策定していきます。

住民参加推進事業については、本年3月16日に提出された「住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会」からの提言書を受け、住民と行政が目指す方向性を示す「協働のまちづくり指針」を策定しました。



まちづくり協議会第1回協働のまちづくり委員会参加の様子

防災

近年、国内外で大地震など大規模災害が多発していますが、大規模災害時には、適切な初動態勢により被害を最小限に抑えることが必要となります。

本町でも災害時の初動態勢の強化を図るため、7月31日の早朝に町職員の非常参集訓練を実施しました。

今後も、災害発生時の対応強化に努めるとともに、職員の危機管理意識と防災意識の高揚を図っていきます。

観光

夏期観光については、7月11日から45日間にわたり、海水浴場を開設しました。期間中、夏期観光安全対策本部を設置して人命を最優先とした安全対策に万全を期した結果、海水浴場内での水難等死亡事故はありませんでしたが、遊泳区域外では、水難等死亡事故が2件発生し、残念な結果となりました。

一昨年より老朽化した海岸トイレの改修工事を順次実施し、今年は3棟目の改修工事をを行い、来遊客の利便性の向上に努めていきます。

第10回目を迎えた地曳きまつりが、7月26日に開催され、地曳き網の体験、砂やま遊び、伝統のぼさま踊り、迫力あるよさこいソーラン、打ち上げ花火で、大いに盛り上がりました。観客動員数も増え、素晴らしいイベントであったと感じています。また、中之条町との姉妹町締結30周年を記念し、入内島町長をはじめ、約40名の方々に参加していただき、感動しましたとの感想をいただきました。



盛り上がった地曳きまつり

学校教育

情報教育については、情報社会に対応するため、情報教育機器の入れ替えを、夏休み期間を利用して4小学校と1中学校で実施しました。

これにより、町内すべての小中学校で、児童生徒の一人ひとりが1台のコンピュータを利用できる環境が整いました。今後も一層の情報教育の充実に努めていきます。

学校施設整備

大網中学校教室棟耐震構造

11議案が原案どおり可決

議案 (11議案可決)

- 第1号 平成20年度大網白里町一般会計補正予算
- 第2号 平成20年度大網白里町国民健康保険特別会計補正予算
- 第3号 平成20年度大網白里町救護施設事業特別会計補正予算
- 第4号 平成20年度大網白里町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第5号 平成20年度大網白里町介護保険特別会計補正予算
- 第6号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第8号 大網白里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9号 大網白里町介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10号 財産の取得について(消防ポンプ自動車購入)
- 第11号 財産の取得について(給食備品購入)

認定 (継続審議)

- 第1号 平成19年度大網白里町各会計歳入歳出決算の認定について

報告

- 第1号 専決処分の報告について
- 第2号 健全化判断比率について
- 第3号 資金不足比率について

その他

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

国体

改修2期工事については、夏休み期間を利用して順調に進捗しています。

保健師だより

妊婦健康診査を受けましょう

なぜ妊婦健康診査が必要?

妊娠の時期に応じて生じる危険性のあるさまざまな疾患を、より早く見つけて重大にならないようにするためです。また、超音波検査で赤ちゃんが健康に育っていることを見て、安心してお産を迎えるためでもあります。

妊娠中に起こり得ること

- ▶妊娠初期=つわり、精神的不安定、子宮外妊娠、流産
 - ▶妊娠中期=切迫流産、切迫早産、胎盤のはく離
 - ▶妊娠後期=妊娠高血圧症候群、前置胎盤、貧血
- 中期から後期にかけては、赤ちゃんの心臓などに異常がないか、逆子になっていないかなども診てもらいます

妊婦健康診査を受ける回数

計14回程度の妊婦健康診査を受けることが望ましいといわれています。きちんと健康診査を受けて、良いお産を

迎えましょう。

町では、健康診査の公費負担受診票5回分を母子手帳と同時に交付しています。妊娠が疑われるときは早めに受診し、母子手帳の交付を受けてください。

妊娠月ごとの健診回数の目安

- ▶6カ月まで=月1回
- ▶7カ月~9カ月=2週間に1回
- ▶10カ月=1週間に1回

思いやりのマタニティマーク

マタニティマークは、妊娠初期の妊婦が妊婦であることを知らせ、周囲に気遣いを促すことで快適に過ごせる環境をつくるため、考案されました。町ではマーク入りのキーホルダーを母子手帳とともに配布しています。

